

岩手県告示第179号

令和2年2月13日付け官報第189号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年農林水産省告示第281号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 和賀郡西和賀町沢内字前郷5地割19の6、19の43、65の5、65の7
- (2) 所在が不明である通知の相手方 石川三雄、柏崎キク、高橋福松、高橋勇太郎

2 通知の内容を掲示した場所 西和賀町役場